

◎ 第120回定例研究会 5月18日(木) 於:静岡県評会議室

## 静岡県最低生計費試算調査結果 (高齢者世帯)

報告:中澤秀一氏(静岡県立短期大学 准教授)

### ●調査の概要

2015年静岡調査は、静岡県評と静岡県立短期大学短期大学部中澤秀一研究室の共同で、「静岡県で健康で文化的な生活を送るためには、いくら費用がかかるのか」を明らかにすることを第一の目的に掲げて、2015年11月から2016年2月にかけて実施された。本調査では、マーケット・バスケット方式を最低生計費試算の手法として採用した。アンケート票は、約4000部配布し、うち1670部を回収した。うち、「60歳代および70歳代」で「夫婦のみ」については、46部であった。

### ●調査の結果をどうみるか

今回の調査から得られた高齢者夫婦世帯(73歳男性・70歳女性)の最低生計費(税・社会保険料込み)は、月額に換算すると約30万5,000円であった。この世帯の年金受給額は240万円=月当たり20万円と仮定している。仮に、公的年金しか収入がなかったとすると、毎月10万円以上の不足が生じていることになる。この不足分は、蓄えを切り崩して補うか、もしくは生活を切り詰めて対応することになるだろう。

また、2008年のさいたま市の結果(首都圏調査)と比較すると、住居費がさいたま市では高い一方で、逆に交通費は静岡市のほうが高くなっている。若年単身世帯にも同様の傾向があり、静岡市では今回自家用車を所有させたことにより、生計費が首都圏とほぼ同水準となった。

また、静岡市(2級地-1)における73歳男性と70歳女性から2人世帯の生活保護基準額は、154,480円(内訳:生活扶助基準第1類費=54,120円+同第2類費=45,360円+住宅扶助特別基準額55,000円)である。これに冬季加算や免除されて

いる医療費や介護保険料、NHK受信料等を考慮しても、17万5,000円ほどであろう。今回の試算結果から得られた消費支出254,954円、さらに予備費を加えた280,354円と大きな隔りがある。現在の保護基準額では、健康で文化的な最低限度の生活を営むことが難しい。

### ●高齢者夫婦世帯の静岡県最低生計費 最低生計費試算結果 (円)

	静岡市
	73歳男性 70歳女性
	賃貸アパート30㎡
<b>消費支出</b>	<b>254,954</b>
食費	58,626
住居費	45,000
光熱・水道	17,816
家具・家事用品	13,386
被服・履物	15,051
保健医療	11,387
交通・通信	32,622
教養娯楽	25,863
その他	35,203
非消費支出	25,433
予備費	25,400
最低生計費(税抜き)	280,354
<b>(税込み)月額</b>	<b>305,787</b>
<b>(税込み)年額</b>	<b>3,669,444</b>

\*連絡先:静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7F(静岡県評内)  
メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>